

香川県生活環境の保全に関する条例及び香川県流域下水道条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成27年11月17日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第55号

香川県生活環境の保全に関する条例及び香川県流域下水道条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

香川県生活環境の保全に関する条例及び香川県流域下水道条例の一部を改正する条例（平成27年香川県条例第34号）第1条の規定の施行期日は、平成27年11月19日とする。